

提言

サーキュラー・エコノミーの実現に向けた提言



野田由美子

のだ ゆみこ
審議会副議長/環境委員
員長
ヴェオリア・ジャパン会長



小堀秀毅

こぼり ひでき
副会長/環境委員長
旭化成会長

背景

我が国においては、資源循環に係る各種法律が施行され、政府・自治体・経済界等の努力に加え、国民の主體的な協力により、資源の循環が推進され、大きな成果を挙げてきた。こうした中、資源需要の拡大、ロシアのウクライナ侵略等を契機とした資源供給の不安定化、カーボンニュートラル(CN)に向けた資源循環推進の必要性、さらには資源の循環を産業政策として位置付けるEUなど海外の動きを背景に、世界各国で、サーキュラー・エコノミー(CE)の重要性が指摘されている。我が国においても、これまでの循環型社会形成への取り組みで培ってきた技術やノウハウといった強みを活かし、資源の確保や環境負荷の低減の取り組みを競争力の強化や成長戦略につなげるCEの実現を目指すことが重要である。政府においても、CEの実現に向けた検討が加速している。そこで、オールドジャパンでの取り組みを推進すべく「サーキュラー・エコノミーの実現に向けた提言」を取りまとめた。本稿では、提言の概要を紹介する。

目指すべき方向性

提言では、上述の背景を踏まえ、目指すべき方向性として3項目を掲げている。

(1) 資源制約の克服

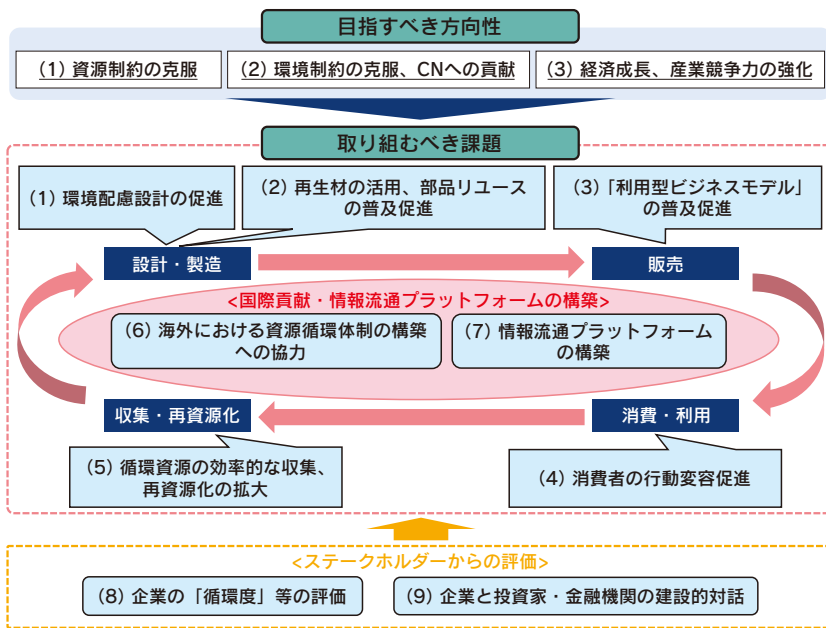
世界における資源需要の拡大や国際情勢の変動に伴い、資源制約が強まることが予想される中、特に、我が国は、グリーントランスフォーメーション(GX)の実現に不可欠なアメタルをはじめとする鉱物資源を輸入に依存している。これらは供給が特定国に偏っているものも多く、供給地域の情勢変化に大きく影響を受けやすい体制となっている。そこで、CEの実現により資源の確保を図り、資源制約の克服、経済安全保障の強化を行うべきである。

(2) 環境制約の克服、

カーボンニュートラルへの貢献

日本の温室効果ガス排出量のうち、資源循環を進めることによって削減可能な排出量は全体の約36%という試算も環境省から示されている。CEへの取り組みにより、廃棄物の発生抑制、天然資源の利用抑制を図ることに加え、資源の循環を通じたCNの実現にも取

図表1 サークュラー・エコノミーの実現に向け目指すべき方向性、取り組むべき課題



り組むべきである。

(3) 経済成長、産業競争力の強化

CE関連ビジネスの市場規模は、今後大幅な拡大が見込まれており、世界全体では2030年までに4・5兆ドルにのぼると予測も出されている。国内においても、2030年

までに同ビジネスの市場規模を、現在の約50

兆円から80兆円以上にする目標が掲げられた。

今後、企業は従来の環境保全活動としてではなく、経営戦略・事業戦略としてCEの実現に取り組むことが求められる。政府においては、そうした企業の取り組みを支援し、経済成長や産業競争力強化につながる施策展開を図ることが重要である。

取り組むべき課題

CEの実現に向けた課題と必要な施策を9項目にまとめている(図表1)。

—製品のライフサイクルに

関わる課題と施策

(1) 環境配慮設計の促進

3Rや長期使用の視点から、減量化、易解体性、単一素材化、修理性等を踏まえた設計が重要であり、自主的設計ガイドライン策定に向けた議論の促進や、新素材・新技術の開発に向けた支援を求めたい。

(2) 再生材の活用、

部品のリユースの普及促進

再生材活用に係る課題の克服に向け、再生材を用いた製品の積極的な公共調達等や品質に関する規格・基準の在り方の検討が必要である。また、部品のリユースに関し、情報流通プラットフォーム構築やリマニュファクチャリングに取り組む事業者に対する負担軽減策等の支援を行うべきである。

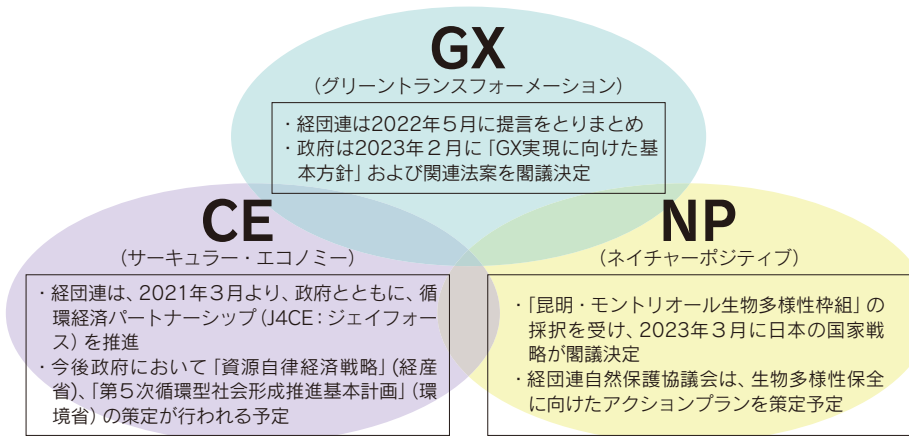
(3) 「利用型ビジネスモデル」の普及促進

シェアリング、サブスクリプション等の「利用型ビジネスモデル」の普及促進のため、環境価値に関する社会的認識の向上に向けた啓発活動や、行政による積極的な公共調達を推進すべきである。

(4) 消費者の行動変容促進

資源循環型製品・利用型ビジネスモデルの普及促進のためには、消費者の環境価値への理解醸成を図ることが重要であり、啓発活動・環境教育の促進に取り組むべきである。加えて、環境負荷の低減に基づく「環境価値」の評価方法・認証制度・表示制度の在り方の検討を行い、環境価値の見える化に取り組む必要がある。

図表2 「サステイナブルな資本主義」実践に向けた環境分野における動向



(5)循環資源の効率的な収集、再資源化の拡大
資源の循環を一層効率的に進めるため、廃棄物処理法上の許可を不要とする特例制度である広域認定制度および再生利用認定制度の

周知と、活用促進に向けた制度の在り方を検討すべきである。また、廃棄物処理法に係る許可・認定の審査効率化に取り組むべきである。
—製品のライフサイクルを支える要素に関わる施策

(6)海外における資源循環体制の構築への協力
地球規模での環境負荷低減の観点から、途上国への技術・ノウハウの移転や、各国の文化や国情に十分配慮した仕組みづくりへの協力を通じ、海外における資源循環体制構築への協力に取り組むことが重要である。
(7)情報流通プラットフォームの構築
動脈産業間を含めたサプライチェーン全体での企業間連携のため、情報流通プラットフォームの構築が必要となる。その際、機密情報を含め共有する情報の整理・ルール化に向けた議論に加え、プラットフォーム構築に向けた支援も重要である。

—ステークホルダーからの評価に関する施策
(8)企業の「循環度」等の評価
企業のCE実現に向けた取り組みが適正に評価されるため、国際的議論と整合性を取る形で、企業のCEへの貢献度(「循環度」)や、リサイクルや熱回収による温室効果ガス削減

効果の評価方法を検討すべきである。
(9)企業と投資家・金融機関の建設的対話
国内外のESG資金の取り込みに向け、政府の「サーキュラー・エコノミーに係る開示・対話ガイダンス」の国内普及による企業と投資家・金融機関の協創関係構築の促進、およびベストプラクティスの国内外への共有・発信に取り組むべきである。

CEの実現には、国民各界各層がその重要性を理解し、行動変容につなげることに加え、企業がCE関連ビジネスを持続可能な成長のためと捉え、積極的に取り組むことが重要である。その際、企業や業種の垣根を越えた動脈産業間連携、動脈産業同士の連携や官民連携が不可欠である。
政府においては、企業の取り組みを後押しすべく、CEの実現に向けた施策の道筋を早期に示すべきである。

経団連としても、我が国のCEの実現への取り組みを「サステイナブルな資本主義の実践」の1つとして位置付け、GX、ネイチャーポジティブ(NP)と一体的に捉えて推進していく所存である(図表2)。